

※特に記載のない場合、申込時間は開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで。

市障害福祉計画等素案にご意見をお寄せください
 障害福祉課がい福祉担当
 (TEL 71・2251 FAX 71・2328)

令和3年度から令和5年度までを対象とする障害福祉計画等素案に対して、皆さんの意見等を募集します。

日2月12日(金)～3月13日(土)
閲覧方法 市HP、福祉課・各支所窓口
他 提出先、提出方法等は各閲覧場所にてご確認ください。

日常生活用具(ストマ用具)給付申請
 障害福祉課がい福祉担当
 (TEL 71・2251 FAX 71・2328)

令和3年度4月から9月分のストマ用具(消化器系・尿路系)の申請を3月から受け付けます。
対 膀胱または直腸・小腸機能障がいにより、身体障害者手帳の交付を受けている人(所得制限有り)
内 原則、基準額の1割が自己負担(世帯所得により自己負担額が異なります。基準額を超えた部分は全額自己負担)
申 必要事項を記入・押印した申請書と業者が作成した見積書を福祉課(1階14番窓口)または各支所へ直接あるいは郵送により提出。申請書は福祉課・各支所・市HPから入手できます。

●児童扶養手当の月額(2月現在)

	全部支給	一部支給(所得に応じて決定)
対象児童が1人の場合	43,160円	43,150円～10,180円
2人目の加算額	10,190円	10,180円～5,100円
3人目以降の加算額(1人につき)	6,110円	6,100円～3,060円

他 決定通知の発送は4月1日以降となります。

障害年金を受給するひとり親家庭児童扶養手当が変わります
 障害年金受給児童(TEL 71・2255 FAX 72・2065)

現在、障害年金を受給しているひとり親家庭は、障害年金額が児童扶養手当額を上回る場合、児童扶養手当を受給できません。
 このたび、児童扶養手当法の一部が改正され、令和3年3月分から、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。
 ただし、所得制限審査において、障害年金を受給している人の所得には、非課税公的年金も算入することになります。

● がん検診など
 3月22日(月)までに健康推進課(1階12番窓口)または穂高健康支援センターへ直接または郵送で

● 国保特定健診および後期高齢者健診
 希望する健診の種類を選択してください。人間ドックを希望される場合は、医療機関に予約をしてから市役所窓口で助成の申請をしてください。ただし、34歳以下の人および国保・後期高齢者以外の医療保険加入者には通知されません。
申 3月22日(月)までに国保年金課(1階10番窓口)または穂高健康支援センターへ直接または郵送で
 TEL 71・2473 FAX 71・2503

● 国保年金課国保年金担当
 TEL 71・2473 FAX 71・2503

● 手当を受給するための手続き
 すでに児童扶養手当受給資格者として認定を受けている人は原則、申請は不要です。それ以外の人は申請が必要です。

● 支給開始月
 通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった人のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている人は、6月30日までに申請すれば、3月分の手当から受給できます。3月分と4月分の手当は、5月に支払われます。

● 申請受付窓口
 子ども支援課(1階16番窓口)

● 障害年金以外の公的年金等を受給している人
 障害年金以外の公的年金等(遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給している人は、公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給しています。改正後も同じく、公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

広告欄 広告についての問い合わせは広告主までお願いします

専門家に任せて安心!!
相続 贈与 遺言
確定申告が始まりました

電話による「相続①無料相談会」開催!!
 ご希望の方は事前予約が必要です
 開催日時 3月17日(水)・4月8日(木) 9:00～17:00
 ※ご都合のつかない方はご相談ください。

経営革新等支援機関
佐々木会計事務所
 〒399-8303 安曇野市穂高5072番地(安曇野市穂高会館入口)
 TEL.0263-82-8210 URL https://www.sasaki-kei.co.jp
 ●関東信越税理士会 松本支部所属
 税理士・行政書士:佐々木一夫 税理士・FP:戸澤康志 税理士:戸澤綾子

駐車場から所内全て(トイレ含む)車椅子でご利用頂けます。

相続・遺言・贈与 自筆証書遺言の方式が緩和されました
 大切な財産を大切に方にバトンタッチ!思いついたら迷わずお電話を!!

【様々な取組業務】 ご用命承ります!
 農振除外・農地転用・開発事業・景観条例・古物・風管許可申請
 離婚協議書(公正証書サポート含)・養育費・婚姻費用等でお悩みの方
 帰化・永住・在留期間更新等外国人の在留手続代行
 自動車登録代行・出張封印・車庫申請等 他業務ご相談ください!

大倉孝博行政書士事務所 安曇野市三郷明盛2681-7
 新型コロナウイルスには負けない!
 TEL 090-4464-0137 FAX 77-7613 (土日・祭日休み)

★広告掲載の申し込みは(株)日本広告(TEL 33・6911)まで

情報ボックス

人権福祉

凡例 日日時 場所 内容 対象 期間 講師 費用 定員 持ち物 申し込み 提出先 その他 問い合わせ
 穂高健康支援センター

不要本で被害者を支援
 関人権男女共同参画課
 (TEL 71・2406 FAX 71・5155)

「ホンデリング」は、読み終えた本を寄贈いただき、その本を売却した資金で犯罪被害者を支援する活動です。不要になった本をお持ち寄りください。

日 3月4日(木)までの開庁日
場 人権男女共同参画課(2階8番窓口)

▽取り扱い可能なもの
 ISBNコードのある2011年以降に発行された本、パロディが付いているCD・DVD(曲数が少ないCDは対象外)
 △取り扱いできないもの
 百科事典、個人出版の本、マンガ雑誌、一般雑誌など

ISBNコード
 (裏表紙などに記載)

「各種検(健)診の申し込み
 令和3年度各種検(健)診の申し込みを受け付けます。2月中旬に申し込みはがきを発送します。
 「がん検診など」と「国保特定健診および後期高齢者健診」の申し込みはがきは異なりますのでご注意ください。申し込みには後日、受診券などを送付します。国保加入者には、受けた健診等に応じて「国保健康ポイント」が貯まります。
 詳細は、3月10日(水)発行の「令和3年度健診こよみ」または市HPをご覧ください。

申し込みはがきは開くと3面になり、中央が調査票になります。がん検診などは「ピンク色」、国保特定健診および後期高齢者健診は「青色」の調査票です。

● がん検診など
 3月22日(月)までに健康推進課(1階12番窓口)または穂高健康支援センターへ直接または郵送で

● 国保特定健診および後期高齢者健診
 希望する健診の種類を選択してください。人間ドックを希望される場合は、医療機関に予約をしてから市役所窓口で助成の申請をしてください。ただし、34歳以下の人および国保・後期高齢者以外の医療保険加入者には通知されません。
申 3月22日(月)までに国保年金課(1階10番窓口)または穂高健康支援センターへ直接または郵送で
 TEL 71・2473 FAX 71・2503

● 国保年金課国保年金担当
 TEL 71・2473 FAX 71・2503

広告欄 広告についての問い合わせは広告主までお願いします

住まいの安心相談窓口
修理 リフォーム 電気・設備工事 など
 「ちょっとした修繕」から「大きな工事」まで、住まいのお困りごとをお気軽にご連絡ください。

近くて安心、地元の専門業者をご紹介します!!

安曇野市商工会 建設業部会 安心相談窓口 ☎0263-72-2986
 受付時間:平日 8:30～17:00 (土・日・祝除く)
 ※土・日・祝はFAX受付のみで後日ご連絡となります。FAX.72-8461

組合員・地域の皆様へ 故人のやすらかな旅立ちを 精一杯の真心でお手伝いいたします。安心・真心・JA群衆
 JAは地域の一人として地域の皆様のお役に立ちたいと考えています。
 通夜・葬儀・告別式・会食～法事まですべておまかせください。

JAあづみ 有明ホール 安曇野市穂高有明1723-1 TEL.0263-83-8345
 ●大・中・小規模葬(通夜室・キッチン・バス)完備

JA虹のホールとよしな 安曇野市豊科886 TEL.0263-73-6845
 ●小規模葬(通夜室・宿泊室(キッチン・バス)完備)

JA虹のホールあずさがわ 松本市神川702-4 TEL.0263-78-1050
 ●大・中・小規模葬(通夜室・宿泊室(キッチン・バス)完備)

0120-0120-721-047 安心の年中無休 24時間受付!
 もしものときに大きな安心 セレモニー会員受付中!! 事前相談 随時受付中! 寺院葬・自宅葬も対応